

要配慮者利用施設の避難確保計画作成マニュアル
(越谷市)

令和2年度 危機管理課 作成

第1章 総則.....	- 1 -
1 はじめに.....	- 1 -
2 避難確保計画の必要性.....	- 1 -
3 避難確保計画の作成主体.....	- 1 -
4 避難確保計画の内容.....	- 1 -
5 要配慮者利用施設の範囲.....	- 2 -
6 計画の作成単位.....	- 3 -
7 計画の報告.....	- 3 -
8 計画の適用範囲.....	- 4 -
第2章 避難確保計画の作成.....	- 4 -
1 計画の目的について【計画ひな形1 P.1】.....	- 4 -
2 計画の報告について【計画ひな形2 P.1】.....	- 4 -
3 計画の適用範囲について【計画ひな形3 P.1】.....	- 4 -
4 防災体制.....	- 5 -
(1) 防災体制について【計画ひな形4 (1) P.1】.....	- 5 -
(2) 班構成について【計画ひな形4 (2) P.1】.....	- 6 -
5 情報収集.....	- 7 -
(1) 情報収集について【計画ひな形5 (1) P.2】.....	- 7 -
(2) 情報伝達について【計画ひな形5 (2) P.2】.....	- 8 -
6 避難誘導について【計画ひな形6 P.2~5】.....	- 9 -
(1) 避難手段【計画ひな形6 (3) P.2~5】.....	- 12 -
7 避難の確保を図るための資機材等の整備について【計画ひな形7 P.6】.....	- 13 -
8 防災教育及び訓練の実施【計画ひな形8 P.7】.....	- 14 -
9 施設利用者緊急連絡先一覧表・連絡網【計画ひな形別紙4 P.13】.....	- 14 -
10 自衛水防組織について【計画ひな形 P.8・14】.....	- 14 -
11 チェックリストについて【計画ひな形別紙6 P.16】.....	- 15 -
12 避難確保計画作成(変更)報告書【計画ひな形別紙7 P.18】.....	- 16 -
13 避難確保計画に基づく訓練実施結果報告書【計画ひな形別紙8 P.20】.....	- 17 -

第1章 総則

1 はじめに

近年、台風や集中豪雨等により全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発している中、平成27年9月の関東・東北豪雨や、平成28年8月の台風10号の被害などにより、多数の被害が発生しました。

このような背景のもと、平成29年6月に水防法が一部改正され、浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難確保計画に基づく訓練の実施が義務付けられました。

本マニュアルは、避難確保計画に定める防災体制や情報収集、避難誘導、防災訓練等について記載してあります。

2 避難確保計画の必要性

要配慮者は、避難に多くの時間を要する可能性があり、洪水等が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。

そのような場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難確保計画を作成する必要があります。

3 避難確保計画の作成主体

水防法第15条の3に基づき、越谷市地域防災計画（資料編）にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成を主体的に取り組む必要があります。

4 避難確保計画の内容

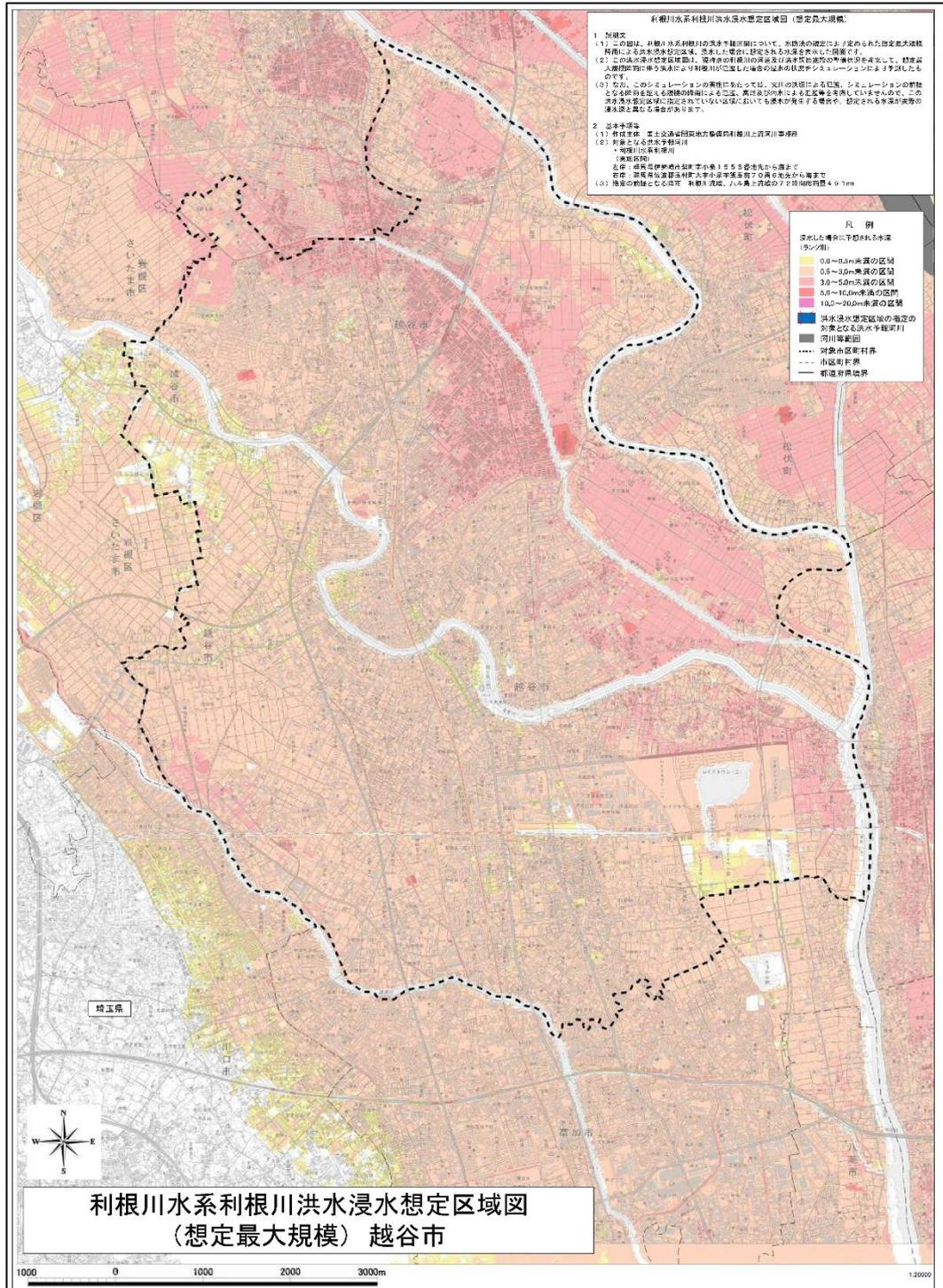
避難確保計画で定めるべき事項は、次のとおりです。

- ・洪水時等の防災体制に関する事項
 - ・洪水時等の避難の誘導に関する事項
 - ・洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
 - ・洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - ・自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合に限る）
 - ・その他、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な措置に関する事項
- なお、各施設が既に作成している計画に上記の事項を追記することで作成することも可能です。

5 要配慮者利用施設の範囲

越谷市地域防災計画で定める要配慮者利用施設の範囲は、市内に設置している学校施設、社会福祉施設、医療施設です。詳細は地域防災計画資料編をご確認ください。

※越谷市は、利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）において、市内ほぼ全域が浸水想定区域内となるため、市内全ての施設において避難確保計画の作成等が必要になります。下記参照。



6 計画の作成単位

基本的に地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設やサービス種別ごとに計画を作成してください。

ただし、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有するなどの場合は、複数施設を一体として、所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能です。

7 計画の報告

作成した避難確保計画の提出先は施設種別ごとに異なり、下記のとおりになります。

分類	提出先
幼稚園	教育総務課
小学校	指導課
中学校	指導課
老人福祉施設（老人福祉センターを除く）	介護保険課
有料老人ホーム	介護保険課
認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	介護保険課
障害者支援施設	障害福祉課
地域活動支援センター	障害福祉課
障害者福祉サービスの用に供する施設及び 障害者通所支援事業の用に供する施設	障害福祉課
障害児通所支援事業の用に供する施設	子育て支援課
児童福祉施設（児童発達支援センター）	子育て支援課
児童福祉施設（児童館）	青少年課
児童福祉施設（保育所（園）、幼保連携型認定こども園）	子ども育成課
一時預かり事業の用に供する施設	障害福祉課
	子ども育成課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	青少年課
病院	保健総務課
診療所	保健総務課
助産所	保健総務課

※その他の施設については、担当窓口に提出してください。

提出物 : 避難確保計画 (2部)

別紙6「提出時チェックリスト」(1部)

別紙7「避難確保計画作成(変更)報告書」(1部)

以下のものは、個人情報にあたるため市に提出する必要はありません。各施設で適切に保管してください。

施設保管 : 別紙1「班構成及び緊急連絡網」

別紙2「対応別避難誘導方法一覧表」

別紙3「防災教育及び訓練の年間計画」

別紙4「施設利用者緊急連絡先一覧表」

別紙5「自衛水防組織の編成と任務・自衛水防組織装備品リスト」

8 計画の適用範囲

施設の利用者や従業員を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。

利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

第2章 避難確保計画の作成

1 計画の目的について【計画ひな形1 P.1】

要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、洪水等が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。避難確保計画は、洪水等から当該施設の利用者、職員を守ることを目的に作成してください。

2 計画の報告について【計画ひな形2 P.1】

作成した避難確保計画は、水防法第15条の3第2項により、市町村に報告する必要があります。

本マニュアルの第1章4計画の報告 P.3 にある報告先に避難確保計画を提出してください。

3 計画の適用範囲について【計画ひな形3 P.1】

施設の利用者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成してください。

利用者が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

4 防災体制

(1) 防災体制について【計画ひな形4(1) P.1】

洪水等の危険が迫った時に備えて、事前に利用者や従業員等を迅速に避難させるための準備をしておくことが重要です。

ここでは、気象情報や洪水予報、避難情報等を契機にどのタイミングにおいて施設でどのような体制をとるかを定めます。

ひな形に記載してあるものを参考に、施設内で敷く体制を検討してください。

注意体制 (レベル0)	浸水等が発生する危険性が高い場合に、素早い対応ができるよう、職員等と常に連絡が取れる状態を保っておく体制です。
警戒体制 (レベル1)	浸水等の危険性が高まっている状況です。直ちに避難行動がとれるよう避難の準備が必要となります。 なお、要配慮者はこのタイミングで避難を開始します。
非常体制 (レベル2)	直ちに避難をする必要がある状況です。屋外避難若しくは屋内避難の判断を行い、適時適切な避難誘導をする体制になります。

越谷市内では、洪水被害と内水被害のリスクがあります。それぞれで避難行動が異なる場合がありますので、施設設置所在地の浸水深等を十分に確認し、避難行動に必要な防災体制を検討してください。

ポイント 屋内避難と屋外避難の2パターンを作成することが望ましい

越谷市内では、利根川、江戸川、中川、新方川、大落古利根川、元荒川、綾瀬川の洪水被害の危険と市内に水が溜まってしまう内水被害の危険があります。

パターン①：垂直避難、その場に留まる屋内避難を検討！

利根川以外の河川については、市内全域において、0.5m～3m未満の浸水想定となるため、2階以上への垂直避難、又はその場に留まる避難を検討してください。内水被害時も同様です。

パターン②：利根川決壊、1階建ての場合は屋外避難を検討！

利根川の浸水想定区域図を確認し、3m以上の浸水区域については、屋外への避難を検討します。施設が1階建てで、想定される浸水深が施設の高さを超える場合も、屋外への避難を検討します。

なお、通所施設の場合は、台風接近前での施設の休止等も含めて検討してください。

ポイント 安全な場所にいる人まで、避難場所に行く必要はありません

災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則ですが、安全な場所にいる人まで、避難場所に行く必要はありません。コロナ禍における避難場所での感染症対策も考慮し、命を守る避難行動を検討してください。

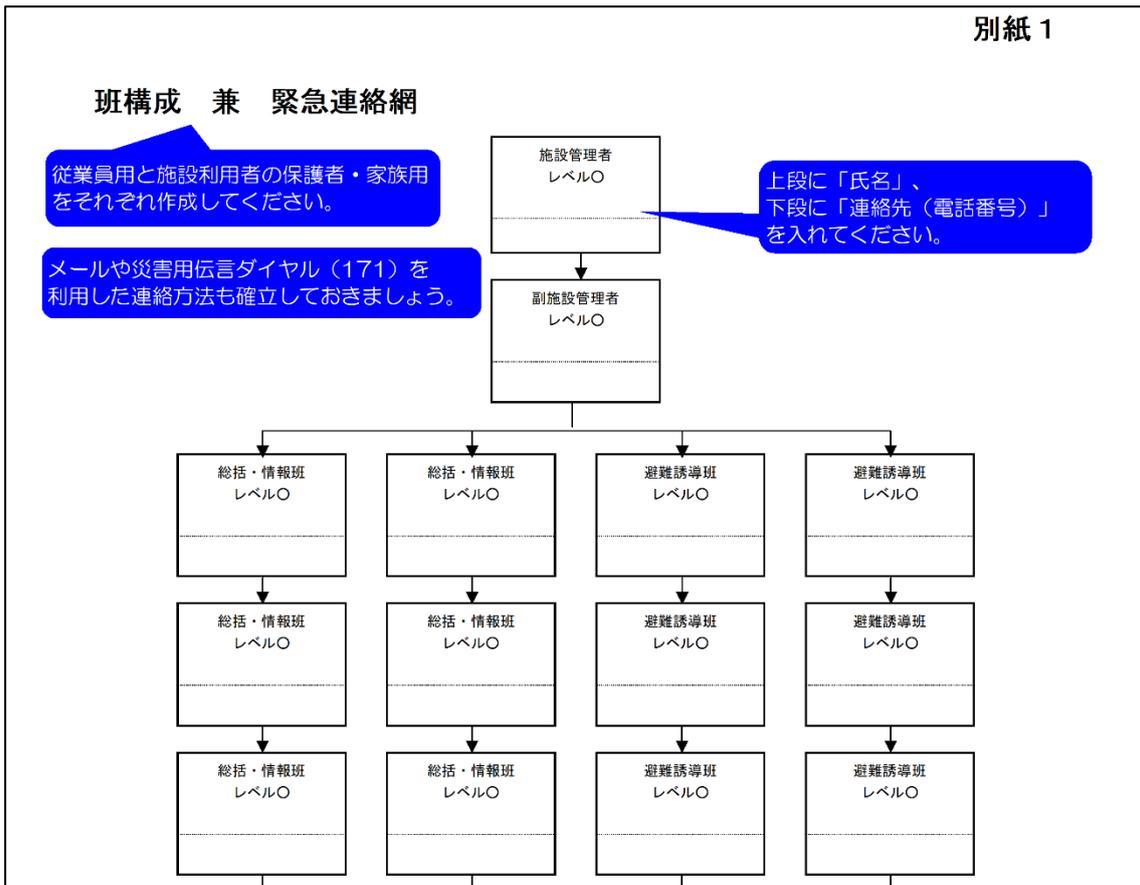
(2) 班構成について【計画ひな形4(2) P.2】

防災体制を敷くにあたって、従業員の役割を定める必要があります。

各体制（防災体制のレベル0～2）で集まるべき人員を設定（夜間等で人員が不足している場合は、近隣在住の職員等の非常参集も考慮）し、従業員の役割を定める必要があります。別紙1「班構成兼緊急連絡網」（ひな形P.10）や独自の様式等（既存の連絡網等）に定めてください。

なお、別紙1は計画を報告する際に、個人情報にあたるため市に提出する必要はありません。各施設で保管してください。

<p>総括・情報班の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・館内放送等による施設への呼びかけ ・気象情報、洪水予報、避難情報等の収集 ・関係者及び関係機関との連絡
<p>避難誘導班の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 ・避難経路の確認 ・資機材の確認



5 情報収集

(1) 情報収集について【計画ひな形5（1） P.2】

各防災体制を敷くにあたり、契機となる情報収集が重要となります。ここでは、情報の収集方法を記載します。収集できる体制になったら、表にチェック☑を入れてください。

気象情報	<input type="checkbox"/> 越谷 City メール <input type="checkbox"/> 市 HP <input type="checkbox"/> 防災アプリ <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 市 Twitter
洪水予報等 水位到達情報	<input type="checkbox"/> 緊急速報メール <input type="checkbox"/> 防災アプリ <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> インターネット
避難情報	<input type="checkbox"/> 越谷 City メール <input type="checkbox"/> 緊急速報メール <input type="checkbox"/> 市 HP <input type="checkbox"/> 防災アプリ <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 市 Twitter

- ・越谷 City メール

<https://citymail.city.koshigaya.saitama.jp/koshigaya/>

越谷 City メール：登録用空メール送信宛先

t-koshigaya@citymail.city.koshigaya.saitama.jp

※迷惑メール対策設定をされている場合は、以下のドメインからメールを受信できるように設定してください。

ドメイン「citymail.city.koshigaya.saitama.jp」

- ・越谷市ホームページ

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>

- ・越谷市公式 Twitter

<http://twitter.com/citykoshigaya>

- ・緊急速報メール

各携帯電話キャリアが提供するサービスを活用し、越谷市内の携帯電話やスマートフォンへ緊急性の高い災害情報や避難情報を配信します。

- ・川の防災情報

国土交通省が運営する防災ポータルページ。気象・河川・土砂災害等を1画面でまとめて確認できます。

<https://www.river.go.jp/portal/#80>

【参考】

①気象警報

気象庁が発表するもので、大雨などによって発生する災害の防止・軽減のために発令されるもの。警戒レベル相当情報（以下、相当情報）として数字も併せて発表されます。避難行動の開始の目安として確認してください。

大雨注意報 < 大雨警報(浸水害)＝洪水警報 < 大雨特別警報
(相当情報2) < (相当情報3) < (相当情報5)

②洪水予報

流域面積が大きく、国や都道府県が管理する河川のうち、洪水により大きな損害を生ずる恐れのある河川について、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で水位等をもとに洪水の危険性に関する情報発令するもの。

氾濫注意情報 < 氾濫警戒情報 < 氾濫危険情報 < 氾濫発生情報
(相当情報2) < (相当情報3) < (相当情報4) < (相当情報5)

③水位到達情報

流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川は、水位周知河川と呼ばれ、避難やその準備のための目安となる水位が発表されます。

氾濫警戒情報<氾濫危険情報
水防団待機水位<氾濫注意水位<避難判断水位<氾濫危険水位

④避難情報

市が発令する避難に関する情報。警戒レベルを用いて数字と併せて発令します。

警戒レベル3：避難準備・高齢者等避難開始

警戒レベル4：避難勧告、避難指示(緊急)

警戒レベル5：災害発生情報

(2) 情報伝達について【計画ひな形5(2) P.2】

収集した情報や、避難に関する指示を施設利用者や、職員に伝達する方法を定める必要があります。

ひな形には「電話」や「館内放送」、「掲示板」と記載がありますが、各施設の設備等に合わせて情報伝達方法を定めてください。

また、夜間や休日の人員が十分に確保できない場合に備え、事前に緊急連絡網等を用意し、連絡手段についても検討しておく必要があります。深夜等、所有者や管理者が不在の際の連絡先も想定しておく必要があります。

6 避難誘導について【計画ひな形6 P.2・4】

【屋内避難】

すでに浸水が始まっている、夜間や大雨などで足下が良く見えない等、屋外への避難が危険な場合は、無理に避難場所などに移動せず、建物の上階に一時的に対比するか、近隣建物の2階以上など、建物の浸水深をハザードマップ等で確認したうえで、屋内の安全な場所に避難することを想定する必要があります。

ここでは、屋内避難の経路等を定めてください。

【屋外避難】

上層階でも浸水してしまう場合や上層階がないなど、屋内避難では危険な場合は、屋外避難を行ってください。

その際には、避難経路に浸水想定区域を避けるなど、ハザードマップ等を参考に経路等を設定してください。

・ハザードマップ等

http://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/bosai/kasenchisui/kkkm.html

ポイント 全ての避難所が同時に開設されるわけではありません。

風水害時には次の順序で施設を開設しますので、施設からの距離と併せて、開設順位について理解していただき、避難先を選定してください。

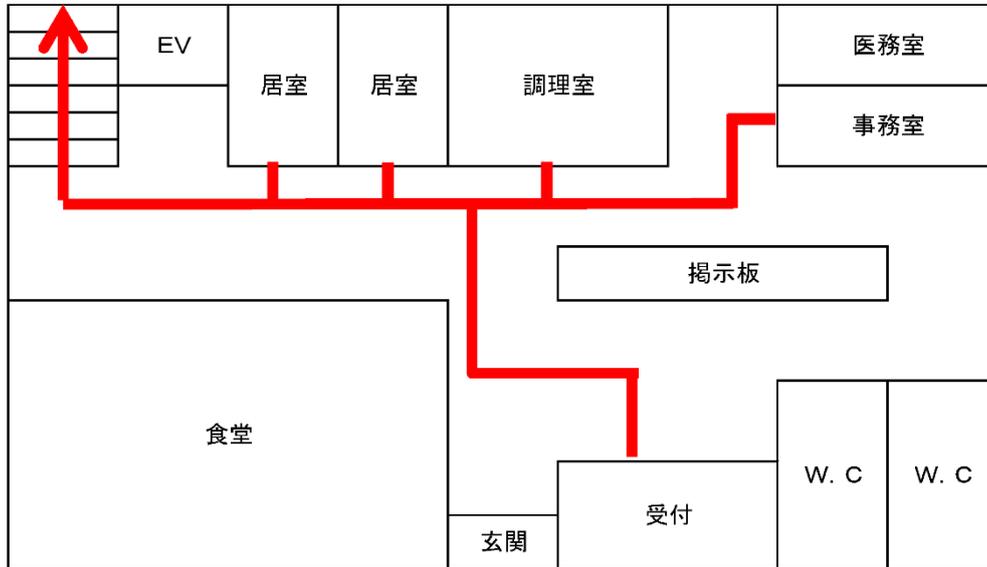
- ①地区センター
- ②市立小中学校
- ③市内公共施設（老人福祉センター、体育館、県立高校等）

※状況により開設順位は変更する場合があります。

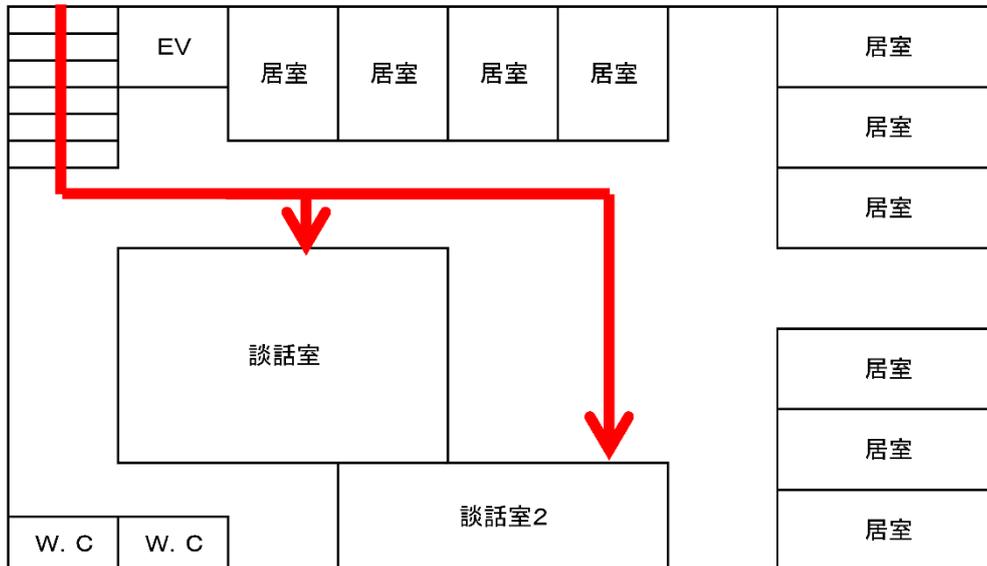
避難を開始する前に、どこの避難所が開設されているかをテレビやインターネットで確認してください。

屋内避難経路図

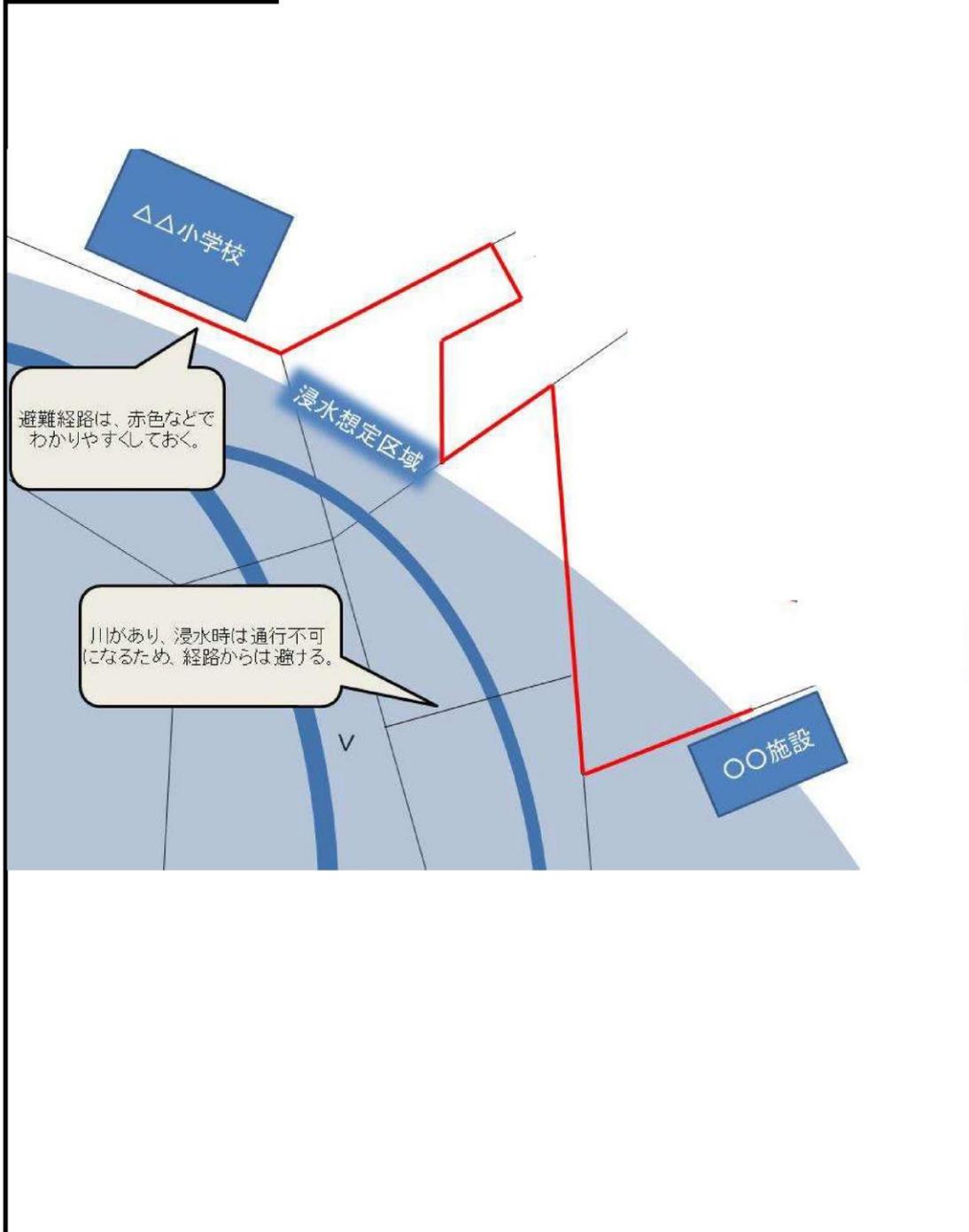
【1階】



【2階】



屋外避難経路図



(1) 避難手段【計画ひな形6(3) P.2・4】

施設利用者が避難する際に、避難場所へ自力での移動が困難な方や、移動時に留意する必要がある方など、施設利用者情報を整理し、主な避難方法を含め別紙2「対応別避難誘導方法一覧表」(ひな形P.11)に対応を定めてください。

別紙2は屋内避難及び屋外避難がある場合、2種類作成してください。

なお、別紙2は個人情報にあたるため、計画を報告する際には、市に提出する必要はありません。各施設で保管してください。

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考
3	□□ □□	◇◇小学校	車いす	☆☆ ☆☆	足を負傷中のため、 担当者が移動補助

休みなどの兼ね合いにより、担当者が複数人になってもよい。

対象者の特別な避難先や、受け渡し先など、それぞれ固有の対応を記載。

備考には、対象者の現状や、移動時の留意点など避難時に注意すべき点を記載する。

7 避難の確保を図るための資機材等の整備について【計画ひな形7 P.6】

屋内避難をする際の備蓄品や、情報収集するための機材、避難誘導をする際に、備えておきたい資機材の一覧になります。これらの資機材は、常に使用できる状態に保つために定期的な点検や整備を行い、適正な保管に努めてください。

また、保管場所を周知して、誰もが使える状態にしておいてください。

ひな形にあるものは例示になります。各施設で必要と思われるものは適宜追加及び不要と思われるものは削除してください。

施設で準備できたものは、チェックボックスにチェック☑をしてください。

備蓄品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり <input type="text" value="0"/> ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり <input type="text" value="0"/> 食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）
浸水を防ぐための対策	
<input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

8 防災教育及び訓練の実施【計画ひな形 8 P. 7】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、従業員等が平常時から備えるべきことや、分担して協力すべき対策について、施設全体で協力し、円滑かつ迅速な避難行動ができるように防災教育・訓練を行う必要があります。

防災教育として、施設の職員等に施設や避難経路周辺の危険区域や、防災体制の周知、気象情報等の収集方法、情報伝達方法を周知してください。

また、避難訓練や情報伝達訓練等を行い、災害時に支障がないかの検証や確認を行い、必要に応じて計画を修正してください。

計画には新規採用職員に対する防災教育を実施する月、全職員対象とした訓練を実施する月及び別紙3「防災教育及び訓練の年間計画作成例」（ひな形 P. 12）を作成する月を記載してください。

9 施設利用者緊急連絡先一覧表・連絡網【計画ひな形別紙 4 P. 13】

施設利用者の引渡し等をする際の連絡先を定める際に別紙4「施設利用者緊急連絡先一覧」（ひな形 P. 13）等を使用してください。

なお、別紙4は個人情報にあたるため、計画を報告する際には、市に提出する必要はありません。各施設で保管してください。

施設利用者				緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
No.	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	
1	〇〇 〇〇	70		×× ××	娘			自宅

施設利用者の保護者や親族など、同居または近隣に住んでいるような、引渡し可能な人物が望ましい。

避難可能である、安全な引き取り場所等を記入する。また、特記事項があれば記入（連絡可能時間など）。

10 自衛水防組織について【計画ひな形 P. 8】

自衛水防組織とは、各施設の所属職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。

なお、水防に関する訓練実施及び自衛水防組織の設置にあたって、既存の消防の枠組みを活用することも可能です。自衛水防組織の設置は努力義務となります。

自衛水防組織を設置する場合は、「自衛水防組織活動要領」及び別紙5「自衛水防組織の編成と任務」（ひな形 P. 14）を作成してください。

1 1 提出時チェックリストについて【計画ひな形 別紙6 P.16】

作成した避難確保計画がチェックリストの項目に合致しているかを確認してください。

提出時チェックリスト

施設名	越谷市地域防災計画に記載された施設名を記入してください		
施設の種別	越谷市地域防災計画に記載された施設の種別を記入してください		
所在地	越谷市地域防災計画に記載された所在地を記入してください		
連絡先	連絡先を記入してください		
担当者	担当者名を記入してください		
チェック項目	施設	越谷市 課	越谷市 危機管理課
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達			
施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
避難準備・高齢者等避難開始等の発令がない場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(イ) 避難誘導			
避難する先が設定されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(ウ) 施設の資機材等			
洪水予報に関する情報等や避難情報を入手するためのFAX等の設備が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な懐中電灯等の備蓄品が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋内安全確保を行う場合に備え、施設内の滞在に必要な水・食料等の物資が確保されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(エ) 教育・訓練			
適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ）			
自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

作成した計画が
チェック項目と
合致しているか
を確認してくだ
さい。

全ての項目に☑
が入るかを確認
してください。

☑が入らない場
合は計画を見直
してください。

1 2 避難確保計画作成（変更）報告書【計画ひな形 別紙7 P.18】

避難確保計画作成（変更）報告書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者

所在地

代表者氏名

施設の所在地を記入してください

施設の代表者又は管理者の氏名を記入してください

水防法第15条の3に基づき、別添のとおり避難確保計画作成（変更）したので、報告します。

施設の名称	越谷市地域防災計画に定められた施設の名称、所在地、種別を記入してください。
施設の所在地	
施設の種別	
担当者名	市から連絡を受ける際の担当者、電話番号を記入してください。
電話番号	
自衛水防組織の有無	有 ・ 無
その他	特記事項がある場合に記入してください。
※ 受付欄	※ 経過欄

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする
- 施設の名称、所在地及び施設の種別は「越谷市」で記入する箇所になるため、何も記入しないでください。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 複数の計画を提出する場合、本報告書も同じ枚数提出すること。

13 訓練実施結果報告書【計画ひな形 別紙8 P.20】

※訓練を実施した後に提出してください。

避難確保計画に基づく訓練実施結果報告書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者

所在地

代表者氏名

施設の所在地を記入してください

施設の代表者又は管理者の氏名を記入してください

水防法第15条の3に基づき、避難確保計画に定める訓練を、下記のとおり実施したので報告します。

実施施設	越谷市地域防災計画に定められた施設の名称、所在地、種別を記入してください。
実施施設所在地	
実施施設種別	
実施日	訓練を実施した日付、場所、参加人数、実施した訓練内容を記入してください。
実施場所	
参加人数	
訓練内容	市から連絡を受ける際の担当者、電話番号を記入してください。
担当者	
電話番号	訓練の所見に記入してください。
所見	
※受付欄	※経過欄

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とす
- 施設の名称、所在地及び施設の種別は「越谷市」を
市で記入する箇所になるため、何も記入しないでください。
- ※印の欄は、記入しないこと。